

1 教育・保育施設

番号	区分	担当課	量の見込みと確保の内容	平成27年度実施状況					平成27年度(計画数)B	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	確保の方針
				実績数A	(実績数-計画数)A-B	実施状況の説明(実績数と計画数との乖離理由等について記載のこと)								
1	1号認定(3歳以上、教育希望)	教育総務課	1 必要利用総数					244	229	223	228	251		
			2 確保の内容					580	580	580	580	580		
			特定教育・保育施設					580	580	580	580	580		
			確認を受けない幼稚園					-	-	-	-	-		
			過不足(2-1)					336	351	357	352	329		
2	2号認定(3歳以上、保育が必要)	子育て健康課	1 必要利用総数					152	142	138	116	107		
			2 確保の内容					104	112	112	112	107		
			特定教育・保育施設					104	112	112	112	107		
			地域型保育事業					-	-	-	-	-		
			認可外保育施設					-	-	-	-	-		
過不足(2-1)					▲ 48	▲ 30	▲ 26	▲ 4	0					
3	3号認定(1・2歳保育が必要)	子育て健康課	1 必要利用総数					86	93	91	90	89		
			2 確保の内容					54	62	62	62	89		
			特定教育・保育施設					54	62	62	62	89		
			地域型保育事業					-	-	-	-	-		
			認可外保育施設					-	-	-	-	-		
過不足(2-1)					▲ 32	▲ 31	▲ 29	▲ 28	0					
保育利用率					20%	22%	22%	22%	32%					
4	3号認定(0歳保育が必要)	子育て健康課	1 必要利用総数					35	35	34	34	33		
			2 確保の内容					12	16	16	16	33		
			特定教育・保育施設					12	16	16	16	33		
			地域型保育事業					-	-	-	-	-		
			認可外保育施設					-	-	-	-	-		
過不足(2-1)					▲ 23	▲ 19	▲ 18	▲ 18	0					
保育利用率					8%	11%	11%	12%	24%					

※保育利用率：満3歳未満の子どもの数の全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合

2 地域子ども・子育て支援事業

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	平成27年度実施状況			平成27年度 (計画数) B	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	確保の方針	
					実績数A	(平成27年度実績数－平成27年度計画数)A-B	実施状況の説明							
1	延長保育事業 (時間外保育)	子育て健康課	未就学児童	保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業	量の見込み (人)				75	75	73	71	72	
					確保の内容				(か所)	2	2	2	2	2
									(人)	75	75	73	71	72
2	放課後児童クラブ事業 (放課後児童健全育成事業)	子育て健康課	就学児童	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業	量の見込み (人)				203	193	184	179	165	
					【1～3年生】 量の見込み				124	114	110	105	99	
									【4～6年生】 量の見込み	79	79	74	74	66
										確保の内容	(か所)	2	2	2
					(人)				124	134	144	155	155	
3	子育て短期支援事業	子育て健康課	未就学児童	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業										
4	地域子育て支援拠点事業	子育て健康課	未就学児童	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言を行う事業	量の見込み (人)				11,014	11,495	11,335	11,175	10,988	
					確保の内容				(人)	11,014	11,495	11,335	11,175	10,988
									(か所)	1	1	1	1	1
5	幼稚園における一時預かり事業	教育総務課	幼稚園在園児	通常教育時間後に希望に応じて、一時的に預かる事業	量の見込み (人)				1,521	1,428	1,383	1,321	1,376	
					1号認定見込み				395	371	359	343	357	
									2号認定見込み	1,126	1,057	1,024	978	1,019
										確保の内容	(か所)	3	3	3
					(人)				1,521	1,428	1,383	1,321	1,376	
6	保育所、ファミリー・サポート・センター事業等における一時預かり事業	子育て健康課	①大井保育園では満1歳児から ②ファミリー・サポート・センターでは生後3カ月児から	家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業	量の見込み合計 (人)				1,133	1,127	1,102	1,072	1,081	
					確保の内容				(か所)	2	2	2	2	2
									(人)	1,133	1,127	1,102	1,072	1,081
									保育所	933	927	902	872	881
									ファミリー・サポート・センター	200	200	200	200	200

大井町子ども・子育て支援事業計画 事業評価表 2

番号	事業名称	担当課	対象	事業の内容	平成27年度実施状況			平成27年度 (計画数) B	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	確保の方針	
					実績数A	(平成27年度実績数－平成27年度計画数)A-B	実施状況の説明							
7	病児病後保育事業	子育て健康課	未就学児童	病気や病気の回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業	量の見込み (人)				31	31	30	29	30	
					確保の内容	(か所)				1	1	1	1	1
						(人)				0	31	30	29	30
8	ファミリー・サポート・センター事業	子育て健康課	就学児童	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となつて一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学6年生までの子どもを持つ保護者とした事業	量の見込み (人)	/			-	-	-	-	-	
					確保の内容 (人)				400	400	400	400	400	
9	利用者支援事業	子育て健康課		子どもや保護者等・または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談、関係機関との連絡調整を行う事業	実施予定か所数 (か所)				1	1	1	1	1	
10	妊婦健診事業	子育て健康課		母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業	量の見込み (人)	/			145	143	141	139	136	
					確保の内容 (人)				145	143	141	139	136	実施場所：県内及び県外医療機関 実施体制：妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には補助金を交付 検査項目：一般妊婦健診・子宮がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等 実施時期：妊娠期
11	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	子育て健康課	生後4か月まで	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業	量の見込み (件)	/			145	143	141	139	136	
					確保の内容 (件)				145	143	141	139	136	保健師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問します

第4章 施策の展開

○「評価」は次の区分で記入しています。

- A・・・その取り組みや事業を実施し、十分達成できたもの（進捗率 90%以上）
- B・・・その取り組みや事業を実施し、おおむね達成できたもの（進捗率 50%～89%）
- C・・・その取り組みや事業を実施し、達成が不十分であったもの（進捗率 50%未満）
- D・・・その取り組みや事業に着手していないが、検討を始めたもの
- E・・・その取り組みや事業に全く着手していないもの

基本目標1

家庭における子育てへの支援

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことを推進します。

施策の方向① 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、様々な地域の資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。また、身近なところで子育てについて相談ができるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	子育て支援センター事業	子育てひろばの運営や、子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、子育てに関する情報提供など、子育てを支援するセンター機能として実施しています。利用者が利用しやすいひろばづくりに努めるとともに、各種イベントも充実させていきます。	継続	子育て健康課		
2	母子保健推進員	子育ての身近な相談相手として発足し、町の子育てに関する諸問題の検討や子育て支援事業の実施・協力を行っています。引き続き活動への支援と養成を行うとともに、子育て支援の身近な存在としてのアピールを強化していきます。	継続	子育て健康課		
3	ぞうさんくらぶ	3か月から1歳になった最初の3月までの子（第1子のみ）を持つ親を対象とした親子の交流会として開催しています。仲間づくりを支援し育児不安の解消を図る場としても活用し、積極的な参加を促します。また、対象枠の拡大についても検討していきます。	拡大	子育て健康課		
4	のびっこくらぶ	1歳児の子どもを持つ母親同士の交流を通じて、親の子育てに対する不安や悩みの解消を図り、ゆとりを持った子育てができることを目的として開催しています。仲間づくりの場としても積極的に活用するため、対象者へ周知し、参加を促していきます。	継続	子育て健康課		
5	男性の料理教室	料理経験の少ない男性を対象とした基礎編の料理教室として、食生活改善推進団体の指導で実施しています。参加者の年齢層を拡大するため、幅広い年齢層に教室実施の周知をしていきます。	継続	子育て健康課		
6	エンジョイ・マタニティへの父親の参加	妊婦同士の交流だけでなく、男性の育児参加の視点からも父親の教室参加を促します。また、新しい生命をむかえる準備をする教室としての内容を充実していきます。	継続	子育て健康課		

施策の方向② 保育サービスの充実

保育サービスについては、利用者の多様なニーズに応えることができるよう、認可保育所及び幼稚園の預かり保育など、きめ細やかな保育サービスを充実していきます。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	通常保育	保護者の労働や疾病等によって、家庭において十分に保育をすることができない児童を、保育所に入所委託します。	継続	子育て健康課		
2	延長保育	就労時間等の理由から、延長保育が必要な保護者に対し、各保育園で独自の延長保育事業を行います。	継続	子育て健康課		
3	一時保育	保護者の急用や育児疲れ等に伴う一時的、緊急的な保育ニーズに応えるため、希望者が利用しやすいサービスの充実に努めます。	継続	子育て健康課		
4	ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援を行いたい方と、支援を受けたい方とを結ぶファミリー・サポート・センター事業を実施しています。引き続き活動可能な支援会員を確保し、いつでも頼れる地域の保育サービスとして広報などで周知し浸透させていきます。	継続	子育て健康課		

施策の方向③ 子育て支援のネットワークづくり

地域におけるさまざまなネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進します。また、地域で活動している団体や住民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	民生委員・児童委員	子どもや妊産婦を地域で見守り、適切なサービス利用を促進するため、主任児童委員が主になって各民生委員や関係機関との連絡調整をとり、必要な情報の提供や支援を行います。	継続	介護福祉課		
			継続	子育て健康課		
2	子ども会への支援	学年を超えた子ども達が各行事等に参加しながら、自発的な行動、遊びや交流を楽しむ力、発想力などを身に付ける場となっています。今後も各種イベントの運営の支援を継続して実施していきます。	継続	生涯学習課		
3	青少年健全育成活動	地域社会における青少年の自発的、組織的活動を推進するため、青少年指導員が各種行事やジュニアリーダーの育成を積極的に行います。また、青少年育成に関する諸問題について協議します。青少年育成関係団体の指導者への研修会の開催、地区青少年育成会への支援等を行います。	継続	生涯学習課		
4	社会福祉協議会との連携	地域福祉の中心的な担い手として社会福祉協議会が設置されており、育児サークル活動支援のほか、小地域福祉活動、手をつなぐ親の会等の支援、世代間交流事業等が行われています。安心して子育てができる地域づくりを進めるため、今後も社会福祉協議会の自主的な運営への支援を継続して実施していきます。	継続	介護福祉課		
			継続	子育て健康課		

施策の方向④ 子どもの健全育成

地域の中での公共施設等を活用し、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。

また、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、安心して子ども同士が交流を行う場として、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	放課後児童クラブ運営事業	保護者が就労等により、放課後留守家庭となる小1～小3の児童を対象に、指導員が一定の時間保護する放課後児童クラブを2施設で実施しています。今後は対象を小6まで拡大する計画とし、必要な施設の整備、体制づくりを進めながら段階的に対象拡大を図っていきます。併せて、開所時間の延長について実施します。	拡大	子育て健康課		
2	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	育児の支援を行いたい方と、支援を受けたい方とを結ぶファミリー・サポート・センター事業を実施しています。引き続き活動可能な支援会員を確保し、いつでも頼れる地域の保育サービスとして広報などで周知し浸透させていきます。	継続	子育て健康課		
3	子育て支援センター事業（再掲）	子育てひろばの運営や、子育て家庭等の育児不安や悩みについての相談、子育てに関する情報提供など、子育てを支援するセンター機能として実施しています。利用者が利用しやすいひろばづくりに努めるとともに、各種イベントも充実させていきます。	継続	子育て健康課		

施策の方向⑤ 経済的負担の軽減

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済的支援を行い、保護者並びに子どもの生活支援を充実します。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	小児医療費助成事業	小児の健全な育成支援を図り、健康増進に資することを目的に、医療費の一部（自己負担分）の助成を行っていきます。	拡大	子育て健康課		
2	養育医療費助成	出生時低体重、または身体の諸機能が未熟で養育のために入院が必要と医師に診断された乳児が指定医療機関において治療を行う場合に、医療費の一部を給付します。	継続	子育て健康課		
3	児童手当支給事業費 (児童手当)	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、児童手当の支給を行っています。	継続	子育て健康課		
4	ひとり親家庭等医療費 助成事業	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部（自己負担分）の助成を行っています。	継続	子育て健康課		
5	出産祝い金支給事業	次世代を担う児童の健全な成長を支援し、人口増加を図ることを目的に、出産の日まで6か月以上町内に住所を有する方で、2児を養育し、第3子以降の子を出産し、かつ、養育する方に出産祝い金の支給を行っています。	継続	子育て健康課		

施策の方向⑥ 親と子の健康の確保

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。さらに、核家族化の進行なども影響し、育児不安に陥ることが懸念されます。

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	母子健康手帳の交付	母親の妊娠・出産の経過とお子さんの成長や予防接種を記録する母子健康手帳を交付しています。また、交付時には保健師が面接し、利用できるサービスについて説明しています。今後は、妊婦の不安や要望に耳を傾け、ニーズを把握する機会としても積極的に活用していくとともに、父親向けパンフレットを配付し、父親の役割について意識を高める機会としても活用していきます。	継続	子育て健康課		
2	エンジョイ・マタニティ	妊婦同士の交流を図り、新しい生命をむかえる準備をする教室として開催しています。具体的な育児についてのイメージを持ち、両親が親としての役割や責任について学べるよう、内容の充実を検討していきます。	継続	子育て健康課		
3	妊婦健康診査	妊婦の健康管理のため、妊婦の健康診査に対する補助（14回）を実施します。また、健診の結果、妊娠中毒症など治療や安静が必要な妊婦に対して状況を把握し、訪問指導を実施します。	継続	子育て健康課		
4	妊産婦訪問指導	特に若年、高齢出産、外国人等ハイリスクの妊婦に対して、妊娠中の生活の状況を把握するとともに健康管理と妊産婦の相談に応じるため、必要に応じて保健師による訪問指導を実施します。	継続	子育て健康課		
5	妊婦歯ぐきの健診	妊娠中は歯肉炎など歯のトラブルが起こりやすい時期なので、歯周疾患の予防について具体的に指導します。	継続	保健福祉事務所(足柄上センター)		
6	出生連絡票	赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳についている出生連絡票を提出してもらい、子育て健康課窓口にて面接、連絡票の確認、訪問、相談、事業の紹介等を行っています。	継続	子育て健康課		
7	新生児訪問指導	保健師が訪問し、母子の健康管理と子育ての相談、子育て支援事業の紹介等を行っています。出産、退院の直後は育児不安が強いため、なるべく早期に訪問を実施するように努めます。	継続	子育て健康課		

8	未熟児訪問指導	体重が2,500g未満、または身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんを対象に、保健師が訪問し、母子健康管理や育児相談等に継続的に応じています。	継続	子育て健康課		
9	赤ちゃん健康相談	0歳から4歳の子どもを育児している保護者が、育児に関して不安に思うことや、聞きたいことについて保健師・栄養士が個別に相談に応じます。また子どもの成長を確認するための計測のみの対応もしています。	継続	子育て健康課		
10	離乳食講習会	離乳食を特別な食事づくりとしてとらえるのではなく、家族の食事づくりから離乳食に展開できるような調理方法を学ぶ機会を提供しています。今後はさらに、家族や母親自身の食事について学ぶ機会としても充実させていきます。	継続	子育て健康課		
11	1歳児育児教室	保健師による育児の話と歯科衛生士による歯みがき指導を行っています。今後はさらに、正しい生活習慣を身に付けることの大切さや遊び方、しつけの仕方などの指導も充実させていきます。	継続	子育て健康課		
12	かんたんクッキングセミナー	近年、核家族の増加や地域のつながりが希薄化しており、生活の中で知識や技術を習得する機会が減少しています。本セミナーは、これらの状況を鑑み、食生活に感心を高めることを目的とします。 調理実習をしながら短時間で簡単につくれるメニューや便利な食材を利用したメニューを紹介しています。今後は、食事・栄養のバランスや、食事の適量について学ぶ機会を増やすとともに、行事食などのメニューを取り入れ、楽しみながら家庭の味の幅を広げていけるよう実施します。	継続	子育て健康課		
13	重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業	町が実施している幼児歯科検診事業と連携し、重度う蝕につながるリスク要因を保持すると思われる幼児を早期に把握し、継続的な歯科検診、保健指導およびフッ化物塗布などを実施します。	継続	保健福祉事務所(足柄上センター)		
			継続	子育て健康課		
14	電話相談・来所相談	育児に関する悩みや相談を随時、電話や窓口で受け付けています。	継続	子育て健康課		

15	家庭訪問	育児や発達の相談等、必要に応じて保健師や栄養士が家庭訪問を実施します。	継続	子育て健康課		
16	親子相談	育児に関する悩みや相談、子どもの発達に関する相談を定例日を設けて実施します。	継続	子育て健康課		
17	幼稚園巡回訪問相談	幼稚園を年2回訪問し、成長・発達に支援が必要な子どものこれまでの経過や情報を提供し、子どもとその家族が継続した支援を受けられるよう連携を強化します。	継続	子育て健康課		
18	健診事後フォロー教室	発達等で経過観察の必要のある子どもや、育児面などで不安や心配のある親子を対象に、集団遊びを中心とした親子教室を実施しています。	継続	子育て健康課		
19	フォロー教室及び幼稚園連絡会	関係職員と教諭が幼児についての情報交換を行い、幼稚園での教育の充実を図ります。	継続	子育て健康課		
			継続	介護福祉課		
			継続	教育総務課		

施策の方向⑦ 小児医療の充実

関係機関と連携し、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいきます。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	乳幼児健康診査	乳幼児の健康を守るため、月齢に応じて健診を実施します。健診を受けやすくするとともに、育児相談をしやすい環境整備に努めます。 ・3か月児健診 ・10～11か月健診 ・1歳6か月児健診 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健診	継続	子育て健康課		
2	保育所、幼稚園での健康診断	乳幼児の健やかな発育を守るため、保育所では年2回の定期健康診断及び年度途中の入園児を対象に、臨時健康診断（内科・歯科）を実施します。幼稚園では、年1回の健康診断（内科・眼科・歯科）を年度当初に実施します。	継続	子育て健康課		
			継続	教育総務課		
3	就学時健康診断	就学対象児童の心身の健康状態を把握し、健康上問題のある就学児への適切な就学指導を行います。	継続	教育総務課		
4	予防接種	感染症の予防のために予防接種を実施しています。予防接種の効果や受け方などを保護者が理解し、適切に受けられるよう、新生児訪問や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談などで情報を提供していきます。 【実施している予防接種】 四種混合、不活化ポリオ、三種混合、二種混合、麻疹・風しん混合、日本脳炎、BCG、Hib、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、水痘	継続	子育て健康課		

基本目標2

子どもの心身のすこやかな成長に資する教育・保育環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を身につけていくことが必要です。乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期的人格形成の特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障します。また、幼稚園・保育所・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。

施策の方向① 就学前教育・保育の体制確保

幼児の自立と協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや子ども同士が共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」などを通して、豊かな社会性を育むための取組を充実します。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	幼稚園3年保育体制の整備	町内幼稚園3園において幼児教育の充実を図るため、3歳児からの3年保育を実施しています。今後は3年保育の保育時間や教育課程の見直し等を行い、さらなる充実を図ります。	拡大	教育総務課		
2	すこやか学級	幼児期におけるしつけ、幼児の心理、親のあり方、子育て全般についての学習機会として開催しています。対象者のニーズを把握し、より充実したプログラムづくりを行っていきます。	継続	生涯学習課		
3	家庭教育学級	幼児教育充実のため、各幼稚園のPTAに委託し、子育ての方法・教育について学習を深めるため開催しています。対象者のニーズを把握し、より充実したプログラムづくりを行っていきます。	継続	生涯学習課		

施策の方向② 幼稚園・保育所・小学校の連携

子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう連携を強化します。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	幼・保と小学校連携研修会	幼稚園・保育所と小学校との連携のあり方について協議等を行い、園と学校について相互に理解を深めます。	継続	教育総務課		
			継続	子育て健康課		

基本目標3

子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進しま

施策の方向① 安心して外出できる環境の整備

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。より子育てしやすいまちを目指して、公園の整備などをすすめていきます。

また、子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を行うとともに、住民の自転車の運転マナー、交通安全意識の向上を図っていきます。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	道路関係事業	全ての人々が安全で安心して移動できる歩行空間の確保や整備、危険箇所の改善など安全性の向上に努めるとともに、町道の整備を進め、交通量の分散化などを図り使いやすい道路づくりを推進します。	継続	都市整備課		
2	公園整備事業	多様化する住民ニーズに対応し、スポーツやレクリエーションの拠点として、親子で歩いて行けるような身近な公園や、規模の大きい公園の整備、地域住民参加型の公園管理を推進します。	継続	生活環境課		
3	交通安全活動の推進	町内3箇所の通学路の交差点で毎月1日と15日前後、町交通指導隊員が児童の登校時の交通安全街頭指導を実施します。	継続	防災安全室		
4	防犯活動等の推進	小学校の登校時間に合わせ、防災安全室職員がパトロールを実施します。また、毎月1回、防犯の広報のため、パトロールを実施し、住民の防犯意識の向上を図ります。	継続	防災安全室		
5	環境浄化活動の推進	青少年指導員、学校、PTA、警察と連携して春・夏・冬休み期間中に夜間パトロールを実施し、併せて有害図書区分陳列調査を実施し、青少年を取り巻く環境浄化に努めます。	継続	生涯学習課		
6	にこにこパトロール隊	犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって共通の防犯意識を持ち、犯罪の発生を減らすため自主的なパトロールを実施し犯罪抑止を図ります。	継続	防災安全室		

施策の方向② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

年々増加する子どもを巻き込む犯罪や事故は、社会問題にもなっており、それらへの取組については、子育てを行う家庭から強く求められているため、警察、行政、保育所、幼稚園、学校、地域等の連携や協力による子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進し、危機管理を強化します。

子どもを巻き込む犯罪等については、これらの防止と併せ、被害を受けた子どもを支援することが必要です。被害に遭った子どものための相談事業を行っていきま

No	事業名	事業内容		所管課	評価	平成27年度実施状況
1	防犯活動等の推進(再掲)	小学校の登校時間に合わせ、防災安全室職員がパトロールを実施します。また、毎月1回、防犯の広報のため、パトロールを実施し、住民の防犯意識の向上を図ります。	継続	防災安全室		
2	にこにこパトロール隊(再掲)	犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって共通の防犯意識を持ち、犯罪の発生を減らすため自主的なパトロールを実施し犯罪抑止を図ります。	継続	防災安全室		
3	交通安全活動の推進(再掲)	町内3箇所の通学路の交差点で毎月1日と15日前後、町交通指導隊員が児童の登校時の交通安全街頭指導を実施します。	継続	防災安全室		
4	環境浄化活動の推進(再掲)	青少年指導員、学校、PTA、警察と連携して春・夏・冬休み期間中に夜間パトロールを実施し、併せて有害図書区分陳列調査を実施し、青少年を取り巻く環境浄化に努めます。	継続	生涯学習課		
5	犯罪被害者等支援窓口	犯罪被害者等の問い合わせや相談を行います。	継続	防災安全室		
6	松田警察署被害者支援ネットワーク	松田警察署を中心に上郡5町、県、宅建、医師会等を構成員とし情報交換、連携を図っています。	継続	防災安全室		
7	かながわ犯罪被害者サポートステーション事業の連携	犯罪被害者等からの問い合わせや相談内容に応じ、かながわ犯罪被害者サポートステーションを紹介するなど、連携に努めていきます。	継続	防災安全室		

基本目標4

職業生活と家庭生活との両立の推進等

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けるとともに非正規雇用割合も増えています。子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことが重要です。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取組を推進します。

施策の方向① 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事と子育ての両立のために、家庭の重要性や仕事優先型の働き方を見直し子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう住民や事業所に意識啓発を行います。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	国・県等の就職支援事業等の周知	国・県等からの情報誌等を窓口に配架するなどし、情報提供を行います。	継続	地域振興課		

施策の方向② 産休・育休からの復帰を円滑に実現できる環境の整備

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービス等の充実は必要不可欠であることから、保育所等による待機児童を生じさせないように努め、量を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境の「質」の確保を図ります。

また、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう休業中の保護者に対して情報提供を行います。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	通常保育(再掲)	保護者の労働や疾病等によって、家庭において十分に保育をすることができない児童を、保育所に入所委託します。	継続	子育て健康課		

基本目標5

要保護・要支援児童への対応など各関係機関との連携によるきめ細やかな取組の推進

障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、大井町要保護児童対策地域協議会の構成機関との連携により子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通して地域に参加する人々のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組めます。

施策の方向① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を実施します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	虐待の早期発見	育児の悩みについて相談しやすい雰囲気を作り、親のストレスや家庭での育児の現状を早期に把握し、親子の支援を展開できるよう、乳幼児健康診査の場など様々な場を活用していきます。また、健康診査未受診者に対する対応の強化を図ります。	継続	子育て健康課		
2	大井町要保護児童対策地域協議会	各関係機関の責任者が集まり、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討や、実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価等を行います。	継続	子育て健康課		
3	大井町要保護児童対策実務者会議	児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保護など、児童虐待に総合的に対応するため、実際に活動する実務者が集まり、定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討や、支援を行っている事例の総合的な把握等を行います。	継続	子育て健康課		
4	大井町要保護児童対策個別ケース検討会議	個別の要保護児童について、直接関わりを持つ担当者が集まり、対象児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催し、児童の状況把握や問題点の確認、支援の経過報告や新たな情報の共有、支援計画の検討等を行います。	継続	子育て健康課		
5	養育支援訪問事業	大井町要保護児童対策地域協議会等において共有された情報をもとに、早期に要保護児童を発見した後の適切な保護を図るため、相談員、臨床心理士、保健師等により、養育支援訪問事業を行います。	継続	子育て健康課		
6	こんにちは赤ちゃん事業	保健師が行っている新生児訪問事業です。家庭状況及び育児状況を確認し、必要に応じて養育支援訪問事業につなげていきます。	継続	子育て健康課		

施策の方向② ひとり親家庭等の自立支援の推進

国の調査（平成23年度全国母子世帯等調査）では、母子家庭の母自身の平均年収は223万円（うち就労収入は181万円）となっており、母子家庭の場合、経済的な問題が少なくありません。

ひとり親家庭等の経済的支援等自立に向けた制度の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	児童扶養手当	父母の離婚等によって、父または母と生計を同じくしていない児童について、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進することを目的として手当を支給します。	継続	子育て健康課		
2	ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部（自己負担分）の助成を行っています。	継続	子育て健康課		

施策の方向③ 障がい児施策の充実

障害者総合支援法の施行により、さらにサービス基盤の計画的整備が求められています。障がいのある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。障がい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取組を推進します。

No	事業名	事業内容	方向性	所管課	評価	平成27年度実施状況
1	巡回リハビリテーション	総合療育相談センターの専門職員がチームを組み、地域に出向いて相談助言・発達評価・リハビリなどの療育支援活動を行います。	継続	介護福祉課		
2	就学指導心理判定 (個別知能検査)	発達に課題のある児童生徒について臨床心理士による面接・調査を行い、就学相談の充実を図ります。	継続	教育総務課		
3	育成医療	心身に障がいのある18歳未満の児童に対し、当該障がい除去または軽減し生活能力を得るために必要な医療を給付します。	継続	介護福祉課		
4	障がい児通所支援	児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの療育を受けられる場や機会を提供します。	継続	介護福祉課		
5	特別児童扶養手当	知的障がいまたは身体障がいの状態等（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	継続	子育て健康課		
6	保育所等における障がい児の受け入れの推進	教育・保育を必要とする障がい児等、配慮が必要な子どもの受け入れを推進します。	継続	子育て健康課		
			継続	教育総務課		